

務	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和6年12月末まで有効)			

交 企 第 3 8 0 号
令 和 6 年 1 月 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和6年交通警察の目標について

令和5年中における県内の交通事故は、発生件数、死者数及び負傷者数がいずれも前年より増加し、特に死者数にあっては45人（前年比+14人）と大幅に増加した。

昨年の交通死亡事故の特徴をみると、

- 歩行中の死者のうち横断中の死者の割合が高いこと。
- 高齢者が被害に遭う事故が半数以上を占めたこと。
- 飲酒運転による交通事故の発生件数及び死者数が増加したこと。

などが挙げられ、これらの抑止対策を重点的に推進していく必要がある。

更に、自転車乗車用ヘルメットの着用率について、昨年全国調査した結果、本県は2.5%と全国ワースト2位であったほか、J A Fが全国調査した信号機のない横断歩道における停止率についても、前年より下降するなど、今後の交通事故抑止に向けた課題も認められる。

このような状況を踏まえ、令和6年中における交通警察の目標及び推進重点を次のとおり設定したので、各所属にあっては本趣旨を理解の上、交通死亡事故抑止に向けた対策を推進されたい。

記

1 交通警察の目標（タイトル、サブタイトル）

交 通 死 亡 事 故 の 抑 止 ～命とルールを守る～

(1) タイトル

交通警察の究極の目的は「交通死亡事故死者ゼロを目指す」ことにあることに鑑みて、引き続き本タイトルのもとに、安全で快適な交通社会の実現を目指すこととしたものである。

(2) サブタイトル

ア 「命を守る」

自転車乗車用ヘルメット着用の徹底や反射材着用促進による身を守る行動の推進のほか、地域・家庭・学校と連携した活動を通して、高齢者や子どもを交通事故から守ることで、県民の交通安全意識の醸成が図られることを目的としたものである。

イ 「ルールを守る」

横断歩道における歩行者優先等の運転者に対する交通ルール遵守の徹底や歩行者・自転車利用者の交通ルールの定着のほか、安全運転管理者の職域における安全指導等を通じた交通ルールの遵守の徹底により、県民の規範意識の向上が図られることを目的としたものである。

2 推進重点

- (1) 歩行者・自転車等安全対策
- (2) 悪質危険運転根絶対策

3 推進項目

- (1) 歩行者・自転車等安全対策

ア 運転者対策

- (ア) 信号機のない横断歩道手前における減速義務と歩行者優先義務を徹底させるため、広報啓発活動を推進するとともに、横断歩行者等妨害等の指導取締りを強化すること。
- (イ) 通学路やゾーン30プラスなど、子どもや高齢者が多く通行する場所における思いやりのある運転について周知させること。
- (ウ) 運転者及び同乗者の命を守るため、全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を呼び掛けること。

イ 歩行者対策

歩行者の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認することなどを、交通安全教室等のあらゆる機会を通じて呼び掛けること。

ウ 自転車利用者対策

- (ア) 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と着用の徹底に向けた広報啓発活動を積極的に推進すること。
- (イ) 「自転車安全利用五則」の活用等による自転車の交通ルールの遵守について、交通安全教室を通じて周知を図ること。
- (ウ) 街頭活動を通じて、法令違反を認めた時は、積極的に指導警告するとともに、悪質危険な自転車利用者に対しては、検挙措置を講じること。

エ 高齢者対策

- (ア) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（横断禁止場所横断や車両の直前直後横断）を踏まえた交通安全教育等を実施すること。

- (イ) 高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化が運転等に及ぼす影響を理解させ、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進すること。

オ 薄暮・夜間時間帯対策

- (ア) 運転者に対しては、歩行者の早期発見を促すため、前照灯の早め点灯と対向車や先行車がない場合における上向き（ハイビーム）の有効性について、広報啓発活動を推進すること。
- (イ) 歩行者に対しては、反射材用品や明るい服装の着用による視認性の効果等を理解させるような広報啓発活動を推進すること。

(2) 悪質危険運転根絶対策

ア 飲酒運転対策

- (ア) 過去の管内における飲酒運転による交通事故の分析結果を踏まえた、効果的な飲酒運転取締りを強化すること。
- (イ) 飲酒運転の根絶に向け、交通安全教育等で飲酒運転事故の悲惨さを訴えるほか、地域が一体となって「飲酒運転はしない・させない」という気運の醸成に努めるため、飲食店や職場などと連携した広報啓発活動を推進すること。

イ 妨害運転等の悪質危険な法令違反对策

- (ア) 暴行、傷害事件等の刑事事件にも発展するおそれがある妨害運転については、厳正な捜査の徹底を期すとともに、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性や被害に遭った際の対処要領についての広報啓発活動を推進すること。
- (イ) 重大事故に直結する速度超過や携帯電話保持等（ながら運転）について、積極的な指導取締りを実施すること。

4 推進上の留意事項

(1) 管内の情勢等を踏まえた対策の推進

交通死亡事故抑止に当たっては、上記2の推進重点以外にも、管内の事故実態、交通情勢のほか、各季交通安全運動や各種月間における趣旨を踏まえた各種対策の重要性も認識のうえ、諸対策を講じること。

(2) 関係機関・団体と連携した活動の推進

自治体、交通関係団体、交通ボランティア等との連携した各種活動、学校等に対する自転車乗車用ヘルメット着用促進に向けた働き掛け、安全運転管理者選任事業所、老人クラブや町内会の会合等における交通安全講話等、関係機関・団体と連携した対策の推進を図ること。

(3) 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の推進

広報啓発活動については、ポスター、チラシ等の従来からの広報媒体に加え、デジタルサイネージや県警インスタグラム等のSNSを活用した情報発信等、各警察署で工夫を凝らし、幅広い年齢層に向けた効果的な広報啓発活動を推進すること。

(4) 殉職・受傷事故の防止

指導取締り等の街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止に万全を期すこと。

また、街頭活動を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも特段の配慮をすること。

(5) 他部門及び他所属との連携

地域警察官との合同取締りや年金支給日における特殊詐欺被害防止活動と連動した高齢者対策など各部門が緊密に連携を図るほか、警戒の空白対策として、隣接署とのブロック運用による指導取締りなど、警察の総合力を発揮した取組を推進すること。

また、他署管内で発生した交通死亡事故についても情報共有を図り、自署管内で同種の交通死亡事故が発生しないよう対策を講じること。

(6) 模範的な交通安全行動の実践

警察職員は、横断歩行者等の保護、自転車乗車用ヘルメット着用、反射材用品着用等、県民の模範的となる交通安全行動を率先して実践すること。

担当：交通企画課安全教育係